

審査基準

令和4年2月1日作成

法令名：警備業法
根拠条項：第22条第2項
処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の交付
原権者：岐阜県公安委員会
法令の定め： 警備業法第22条第3項、第4項及び第7項並びに第3条第1号から第6号まで（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第42条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第8条（法第22条第2項第2号の公安委員会の認定基準）
審査基準： 警備業法第22条第2項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第4項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに警備員指導教育責任者資格者証を交付する。 このうち、同条第2項第2号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第8条に規定されているが、同条第1号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導し、及び教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。
標準処理期間：30日
申請先：申請者の住所地を所轄する警察署の生活安全課
問合せ先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 申請者の住所地を所轄する警察署の生活安全課
備考：